

保険料等を定める条例が改正されました

平成 2 1 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果等について

平成 2 1 年 1 月 2 9 日（木）、午後 2 時より平成 2 1 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

この定例会において、下記のとおり、「平成 2 1 年度予算」、東京都における後期高齢者医療制度の保険料等を定める「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」等が議決されました。また、副広域連合長（町村長選任）、監査委員（識見を有する者選任）に係る人事案件につき同意がなされました。

記

1 広域連合長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
同意第 1 号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	1 月 2 9 日	同意
同意第 2 号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	1 月 2 9 日	同意
承認第 1 号	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	1 月 2 9 日	承認
議案第 1 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1 月 2 9 日	原案可決
議案第 2 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 月 2 9 日	原案可決
議案第 3 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1 月 2 9 日	原案可決
議案第 4 号	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	1 月 2 9 日	原案可決
議案第 5 号	平成 2 1 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算	1 月 2 9 日	原案可決
議案第 6 号	平成 2 1 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	1 月 2 9 日	原案可決

2 副広域連合長等選任同意

- (1) 副広域連合長（町村長から選任）【再任】 あおきくにたろう 青木國太郎（日の出町長）
- (2) 監査委員（識見を有する者から選任）【新任】 すずきいくお 鈴木郁夫

* 上記の者の任期は、前任者の任期が平成21年3月31日に満了するため、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間となります。

3 問い合わせ先

- (1) 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（保険料等）については…保険部保険課長 赤松 郁夫 電話03-3222-4503
- (2) 一般会計予算、特別会計予算については…
総務部企画調整課長 藤春 加代子 電話03-3222-4473
- (3) その他のことについては…
総務部総務課長 岡村 昭雄 電話03-3222-4472

東京都後期高齢者医療制度における平成21年度の保険料の軽減対策について

1 均等割に係る軽減対策

均等割7割軽減世帯（平成20年度は8.5割軽減世帯）のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の世帯について、9割軽減とし、それ以外の世帯については、7割軽減とする。

（夫婦2人世帯で、妻の年金が80万円以下の場合）

年金収入額	平成20年度		平成21年度
	新たな軽減対策に基づく対応前	新たな軽減対策に基づく現行制度	
80万円まで	7割軽減	<u>8.5割軽減</u>	<u>9割軽減</u>
168万円まで	7割軽減	<u>8.5割軽減</u>	<u>7割軽減</u>
192.5万円まで	5割軽減	5割軽減	5割軽減
238万円まで	2割軽減	2割軽減	2割軽減

2 所得割に係る軽減対策

東京都広域連合では、平成20年度、国の軽減策（年金収入211万円までの方に対する一律50%軽減）に加えて独自の軽減策を実施しているが、平成21年度についても、平成20年度と同様に所得割額を一定額減額する。

年金収入額	平成20年度		平成21年度
	新たな軽減対策に基づく対応前	新たな軽減対策に基づく現行制度	
168万円まで	100%軽減	100%軽減	100%軽減
173万円まで	75%軽減	75%軽減	75%軽減
193万円まで	50%軽減	50%軽減	50%軽減
208万円まで	25%軽減	50%軽減	50%軽減
211万円まで	軽減なし	50%軽減	50%軽減

3 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減対策

均等割額を9割軽減する。（平成20年度の激変緩和措置による保険料軽減策を平成21年度においても継続）

なお、所得割は、制度加入時から2年間、賦課されない。